



## 常滑市・半田市医療提供体制等協議会設置に関する協定書

## (目的)

第1条 常滑市及び半田市（以下「両市」という。）は、地域医療を守り、効率的で質の高い医療提供体制を確保することを目的に、常滑市民病院及び半田市立半田病院（以下「両病院」という。）の医療提供体制等に関する具体的な方策を協議するための協議会の設置について協定する。

## (設置)

第2条 両市は、両病院の機能連携や経営形態のあり方等を協議するため「常滑市・半田市医療提供体制等協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第3条 協議会においては、両病院の機能連携や経営形態等のあり方等に関して、次に掲げる事項を取り扱うものとする。

- (1) 救急医療や両病院相互における医療提供体制等の課題に関すること。
- (2) 医師・看護師等の確保及び人事交流に関すること。
- (3) 病院経営形態のあり方に関すること。
- (4) 将来にわたる地域医療の安定確保に関すること。
- (5) 前各号に掲げる事項に関連する事務等に関すること。

## (組織)

第4条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 医療関係者
- (2) 両病院関係者
- (3) 両市行政職員
- (4) その他両市長が必要と認める者

2 委員の定数は、10名以内とする。

3 委員の任期は、協議会設置の日から2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(作業部会の設置)

第7条 協議会の補助機関として、作業部会を設置する。

2 作業部会は、両病院の機能連携や経営形態等のあり方及び方策について必要な事項の調査・検討を行う。

3 作業部会は、両病院の職員をもって組織し、委員の定数は14名以内とする。

4 作業部に部会長及び副部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 作業部会の会議は、部会長が必要に応じて部会員を招集し、その議長となる。

6 部会長は、必要があると認めるときは、作業部会に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

7 協議会に提案する事項については、両病院の院長に諮ることとする。

(庶務)

第8条 協議会及び作業部会の庶務は、半田病院事務局管理課において処理する。

(費用負担)

第9条 協議会に要する費用の負担については、両市の協議により別に定める。

(その他)

第10条 この協定に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

2 平成22年7月21日締結の「半田市・常滑市医療連携等協議会設置に関する協定書」については廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両市記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年6月1日

常滑市長 片岡 憲彦



半田市長 榊原 純夫

